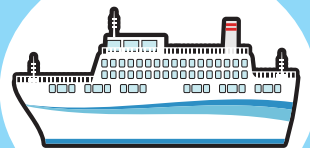
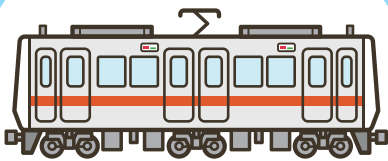
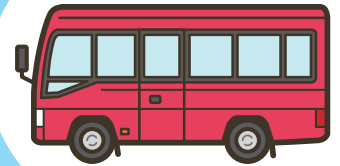
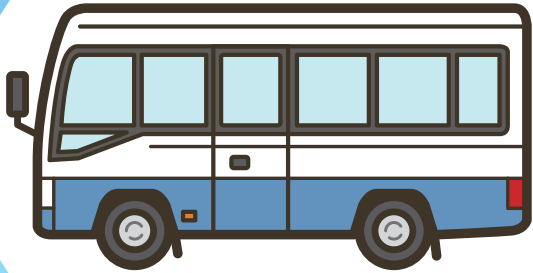
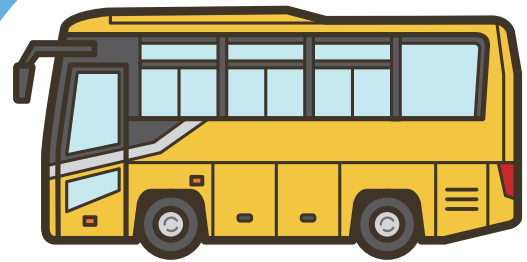
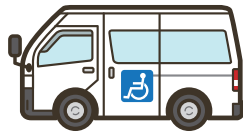
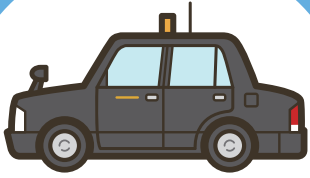


参考資料 2

※国土交通省手引（抜粋）



地域公共交通計画等の作成と運用の手引き

実践編

第4版（令和5年10月）



公共交通利用促進キャラクター
のりたろう



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

3.1 課題解決に関わるメンバーを集める

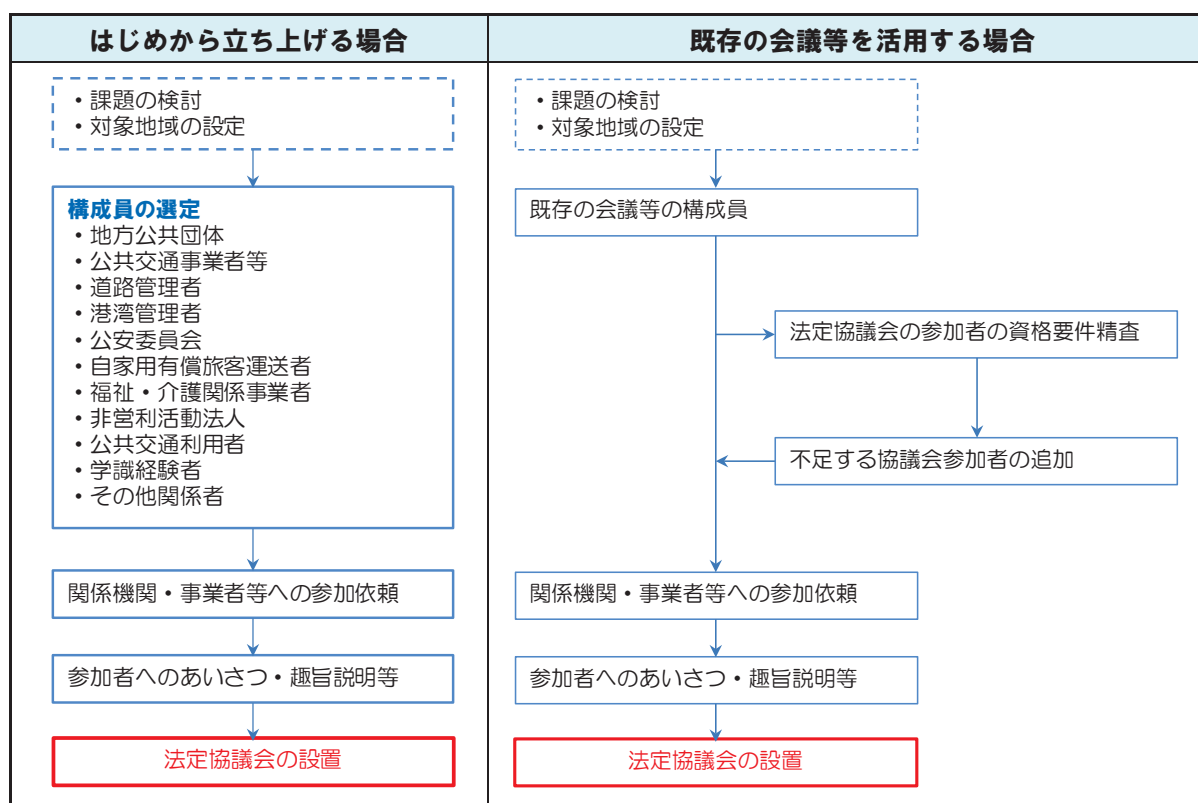
《ポイント》

- ・ 地方公共団体が地域公共交通施策に取り組む際、交通事業者や地域住民など多様な人たちとの協議が必要となりますが、個別に協議や調整をして合意形成を図るのは負担が大きく、また、相互での情報共有が行いにくい面もあります。そのため、関係者が一堂に会して協議を行う方が効率的です。このための協議組織を設置する根拠法が「地域交通法」であり、法§6で定める協議会のことを通称「法定協議会」といいます。
- ・ 道路運送法に基づく地域公共交通会議や地域協議会が既に組織されている場合は、必要なメンバーの追加によって法定協議会とすることが可能です。
- ・ 一部の法定協議会参加者には「参加要請応諾義務」が、また全ての法定協議会参加者に「協議結果の尊重義務」があります。
- ・ 法定協議会の構成員の選定に当たっては、法定の構成員はもちろんのこと、地域公共交通計画に基づいて実施する事業の関係者などを適宜追加しましょう。

《具体的な方法》

① 法定協議会設立の流れ

法定協議会の設立に際しては、これまでの法定協議会を活用することはもちろんのこと、地域公共交通会議や既に設置している協議会・委員会などを活用することも可能です。



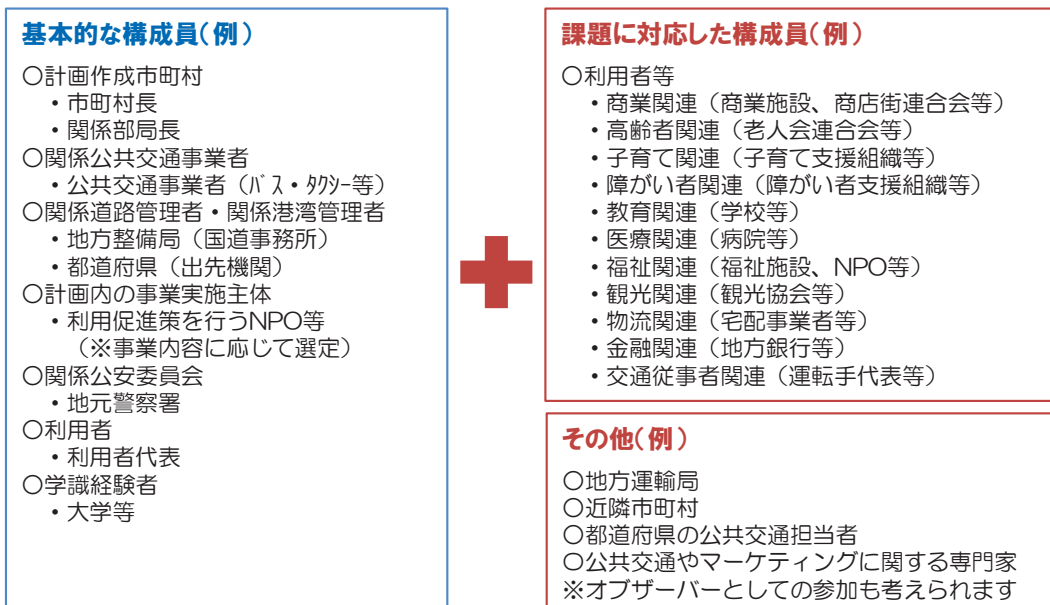
▲法定協議会の設置方法

② 協議会の構成員と役割分担について

法定協議会では、メンバーが地域公共交通の課題を共有化し、その解決のための事業を議論し、事業の実施やモニタリング・評価に関わっていくことが求められます。そのためには、上記のような議論ができるような十分なメンバーの参画が重要となります。地域における公共交通の「リ・デザイン」の実現に向けて、官と民、交通事業者間、他分野を含めた連携・共創を活発化させることを念頭に置き、課題解決に関わるメンバーの選定を行いましょ。

具体的には、交通分野だけではなく、まちづくり、観光、健康・医療、福祉・介護、教育、環境、情報、物流等の分野との連携など、地域の課題に対応したメンバーを想定しましょう。また、日頃から公共交通を利用している高齢者や障害者、さらには高齢者や障害者と日頃から関わりの大きい福祉・介護関係事業者や NPO 等にも参画してもらいましょう。また、同じく移動制約が大きくなりやすい児童生徒や子育て世代に関係する事業者等の参画を求めることも考えられます。なお、交通事業者においては、乗合バスや乗合タクシーなどの事業者の他、自家用有償旅客運送者や一般タクシー事業者（タクシー協会など）等にも積極的に参画してもらいましょう。

なお、「課題に対応した構成員」に関しては、関連するテーマの議論の際に絞って参加してもらったり、協議会の場とは別にヒアリング等を行ったりすることも可能です。法定協議会の規模が大きくなるほど様々な関係者の声を効率的に集めるメリットがある一方、運営の負担が大きくなるという側面もありますので、地域にとって持続できるやり方を柔軟に考えてみてください。



▲法定協議会の構成員の例